

平成31年度恩納村地域型就業意識向上支援業務 委託仕様書

1. 委託業務名

平成31年度恩納村地域型就業意識向上支援業務

2. 契約期間

契約締結から令和2年3月31日まで

3. 業務目的

恩納村は県都那覇市より北に約50km、沖縄本島のほぼ中央部西海岸側に位置し、山や川、海などの変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれている。半農半漁な村だった恩納村は現在、サンゴ礁の広がる美しい海岸線が観光資源として注目され、大型のリゾートホテルが建ち並び観光リゾート地として成長してきた。それに伴い、産業別就業者数も第1次産業15.4%、第2次産業9.2%、第3次産業75.4%（2015年国勢調査）と第3次産業の割合が高くなっている。

しかし、年少人口の増加が鈍化（2015年 1,574人（対2010年比 3%増））する一方で、老年人口の急増（2015年 2,249人（対2010年比 11.5%増））、少子高齢化、合計特殊出生率の低下（2008年～2012年1.63%）、生涯未婚率の上昇などで、将来人口は減少する見通しで、人手不足や後継者不足など、恩納村の産業基盤を強化・発展させていく中で大きな課題となっている。

また、一例として、村内主なリゾートホテルの従業員に占める村内出身者が15%程度にとどまっていることが示すように、村内出身者が村内で就業・起業している割合がやや低いことが伺える。今後、持続可能な観光産業の振興や農水産業の育成には、より地元のことを理解している村内出身者が村内事業所に就業、村内で起業する必要があると考えられる。また、村内事業所からも地域人材の確保への懸念、村と協働の人材育成の取組を期待する声がある。

その中で、これまで職業人講話やジョブシャドウイング、職場体験等、各学校で行われてきたキャリア教育は、児童生徒に一定の職業観の向上を図られてきたと考えられるが、継続して、そして産学官が連携して児童生徒へのキャリア教育のさらなる充実を図ることが必要と考えられる。

本村の現状を踏まえ、産学官関係者が連携して、児童生徒へのキャリア教育の実践を行うことで、中長期的な就業意識の向上と人材育成、そこから繋がる村内各産業の発展と若者の定住、地域活性化に繋げる。

4. 業務内容

(1) 恩納村地域雇用連携推進協議会の運営

協議会設立初年度は、委員に対し協議会の目的や役割の理解を促し、協議会として取組内容を協議し、若年層の勤労観・職業観の醸成に向けての取組を検討していく。また、村民及び村内事業所等に対し、本協議会の目的及び実施事業を広く広報し、各種事業への理解と協力を得る。

開催回数：年度内3回を予定

(2) 職業人講話の開催

目的：村内事業所を中心に、様々な業種や職業にふれることで、職業選択の幅を広げる。

加えて、働く大人に触れることで、働くことについて考える機会とする。

対象：村内小学校5校、中学校5校

対象学年については各校のキャリア教育担当と調整

時期：各校の年間計画によって調整

企業開拓：村内の事業所を中心に村商工会等と連携し開拓を行う

効果測定：各校と合同で実施前後にアンケートを実施し、意識変化を測る

(3) 事業所見学の実施

目的：村内事業所を中心に、さまざま産業の事業所を実際に訪問し、職場の雰囲気やそこで働く職業人の話を聴くことで、さまざまな仕事を具体的にイメージし、今後の職業選択の幅を広げる機会とする。

対象：村内小学校5校

対象学年については各校のキャリア教育担当と調整

時期：各校の年間計画によって調整

企業開拓：村内の事業所を中心に村商工会等と連携し開拓を行う

効果測定：各校と合同で実施前後にアンケートを実施し、意識変化を測る

(4) 職場体験、ジョブシャドウイングの支援

目的：現在村教育委員会が担っている、各中学校が実施する職場体験及びジョブシャドウイングの受入事業所の開拓を本協議会と共に行うことで、教職員の負担を軽減するだけでなく、商工会などと連携しより幅広い業種や職種の事業所を開拓する。また、主体的に進路を選択する態度や意志、意欲など培うことができるよう、事前・事後学習（動機づけやマナー学習など）も支援し、より学びが深い職場体験・ジョブシャドウイングにつなげる。

対象：村内各校

時期：各校の年間計画によって調整

企業開拓：村内の事業所を中心に村商工会等と連携し開拓を行う

効果測定：各校と合同で実施前後にアンケートを実施し、意識変化を測る

(5) わくわくワークの開催…1回

目的：将来村を担う子ども達が地域のお仕事体験を通して、さまざまな職業や働く大切さを学び、将来の夢、進路を考えることや、地域の職業に触れ、生まれ育った村に改めて目を向ける機会を創出する。子ども達が「お仕事とは何か」、「どのような職種があるのか」、「働くことの魅力とは」など、様々なことを保護者と共に考える機会とする。

対象：村内小中学生

時期：村産業まつりと共催（例年2月頃）

企業開拓：村内の事業所を中心に村商工会等と連携し開拓を行う

効果測定：職業体験後アンケートを実施し、意識変化を測る

(6) 周知広報等の取組み

未来の村を担う人材の育成は、学校だけでなく家庭や企業、地域全体が連携して取り組む必要があることを知ってもらい、より多くの協力者を募るために、さまざまな方法で協議会の活動を広く周知する。

- ・村広報誌への記事掲載
- ・村WEBサイトへの記事掲載
- ・保護者、教員向けキャリア教育講話や校内研の実施

対象：保護者、教員、地域の方々

内容：コーディネーターによる事業の報告や、有識者によるキャリア教育の必要性についての講話。

講師：地域おこしやキャリア教育で活躍している方

周知：学校への直接配布、広報誌やWEBサイトへの掲載など

- ・パネル展の実施

協議会についての活動報告や、児童生徒の成果物を、村産業まつりや多くの人が集まる役所内、文化情報センターなどで展示する。

(7) 各種団体との連絡調整会議の開催

(1)～(6)を踏まえ、学校、各団体及び村内事業所との連携

5. 業務実績報告書の提出

- (1) 月次実績報告書
- (2) 年度実績報告書
- (3) 出勤簿・業務日誌・タイムカード等
- (4) 事業費に関する支出が確認できる書類（写し）
- (5) その他の雇用支援に関連し、必要と認められるもの
- (6) 旅行命令簿、出張報告書

6. 連携する機関、事業等

- (1) 恩納村の関係各課の実施する事業等
- (2) 本村が必要と認める事業

7. 委託契約額の上限

10,860,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税相当額を提示すること。
- (2) 積算の項目については、以下の内容で提示すること。
 - ① 【Ⅰ. 人件費】
 - ② 【Ⅱ. 事業費】
 - ③ 【Ⅲ. 再委託費】
 - ④ 【Ⅳ. 一般管理費】
 - ⑤ 【Ⅴ. 消費税及び地方消費税】
- (3) 積算区分は以下のとおりとする。

経費項目	内容
Ⅰ. 人件費	事業に従事する者の人件費（①給与、②社会保険料、③諸手当） ※ただし、本業務に専ら従事する職員を1名以上おくこと。
Ⅱ. 事業費	
①報償費	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆に対する謝金等）
②旅費	事業を行うために必要な講演会の講師招聘に係る経費等
③需用費	・消耗品費 事業を行うために必要な物品であって1件あたりが2万円未満の備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
	・燃料費 事業に必要な業務で使用した車両への給油に係る経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 事業で使用するチラシ、ポスター、パンフレットの作成及び印刷、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
④ 役員費	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 事業で使用する郵便料、運送代、通信・電話料等に係る経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・広告料 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等に広告をするのに要する経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 サービスの提供を受けたことに対して支払う経費（振込手数料、クリーニング等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料 職場体験等に係る損害保険等の経費
⑤ 使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）及び事務什器等のリース・レンタルに要する経費
⑥ 外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約） <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌や新聞への折り込み作業等（軽作業等）
⑦ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さない経費 <ul style="list-style-type: none"> ・食糧費（講演会講師や利用者へ提供する水の購入料等） ・文献購入費（就職支援に関する文献、新聞購読料等） ・職員の人材育成研修に係る経費（講座受講料等）
Ⅲ. 再委託費	発注者（村）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 算出方法＝直接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費）×10%以内
Ⅴ. 消費税及び地方消費税	Ⅰ～Ⅳまでの小計に対して消費税及び地方消費税を乗じた経費

(4) 直接経費として計上できない経費

- ① 受託者事務所の賃借料等
- ② 個人の資格取得に関する費用
- ③ 交際費及び食糧費（茶菓子等）
- ④ 備品購入費
- ⑤ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑥ その他事業に関係ない経費

8. 再委託の制限について

(1) 再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ村が書面で定める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

「契約の主たる部分」

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務、履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務等。

9. 委託業務の経理

- (1) 契約に際し、本業務は概算契約とする。
- (2) 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確区分して記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (4) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるように保存し、委託者の要求に応じ、書類の写しを提出すること。
- (5) 委託料の支払いについては、業務の資金繰りに配慮し、業務委託料の概算払いを行うことができるものとする。

10. 報告等

- (1) 受託者は、委託者の必要に応じ、事業進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者は、委託者に対し、委託事業を実施したことが確認できる次の成果品を納品すること。
 - ① 業務報告書 A4 版印刷製本 100 部
 - ② 上記①のデジタルデータ CD-ROM1枚

③ その他

1 1. 監査

事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し調査することができる。

1 2. 遵守事項

業務の実施に関し次の事項に留意し行うものとする。

(1) 個人情報保護

受託者が当委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、恩納村個人情報保護条例に基づきその取扱いに十分留意し漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、当委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 3. 業務の継続が困難となった場合の措置

本契約期間中において、受託者による業務の継続が困難と判断したときは、次のような措置をとるものとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は本契約を解除することができるものとする。この場合、本村に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう、業務を引き継がなければならない。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、村及び受託者双方の責に帰す事ができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

1 4. その他

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めることとする。具体的な内容については、受託者と村の協議によることとする。